

公益社団法人和歌山県獣医師会獣医師奨学金等返済支援給付事業実施細則

1 事業の実施

公益社団法人和歌山県獣医師会（以下「獣医師会」という。）は、獣医師奨学金等返済支援事業の実施について、獣医師確保修学資金等給付事業実施要領（令和6年5月30日付け畜第146号、以下「要領」という。）別添2第12の規定に基づき、公益社団法人和歌山県獣医師会獣医師奨学金等返済支援給付事業実施細則を以下のとおり定める。

2 支援対象者

奨学金等返済支援資金（以下「返済支援資金」という。）の給付を受けることのできる者は、要領の別添2の第1の規定に該当する者のうち、獣医師会と返済支援資金の給付に関する契約を締結した者（以下「給付者」という。）とする。

3 給付額及び限度額並びに給付期間

（1）返済支援資金の給付額並びに給付期間は、実施要領によるものとする。

（2）返済支援資金の給付に要する負担

給付者への給付額は、和歌山県（以下「県」という。）が全額負担する。

獣医師会からの負担金請求に基づき、獣医師会が指定する振込先に納付する。

4 返済支援資金給付希望者の募集

和歌山県獣医師職員（以下「県獣医師」という。）の確保を図るため、県は、「年度獣医師奨学金等返済支援資金給付対象者募集要望書」（別記様式1号）を作成し、獣医師会に提出する。

獣医師会は要望書に基づき、返済支援資金給付対象者を公募する。

5 給付の要件

給付希望者が給付を受ける要件として実施要領 別添2に基づき、次の条件を付すものとする。

（1）獣医学生である給付希望者が次の各号のいずれかに該当しないこと

①退学すること

②獣医学以外を専攻すること

③心身の故障のために修学の見込みがなくなると認められること

④学業成績又は性行が著しく不良となったと認められること

⑤その他返済支援資金の給付の目的を達成する見込みがなくなると認められること

- (2) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること
- (3) 獣医師免許取得後1年以内又は第10に規定する返還の猶予の限度内に県に就業すること
- (4) 第10に規定する返還の債務の履行の猶予の限度を超えて、家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されないこと、または県の都合（人事異動も含む。）により県獣医師としての業務以外の業務に従事しないこと
- (5) 獣医師免許を取得後、返済支援の給付期間に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める係数をかけた期間（最大36ヶ月）以上、県獣医師として業務に従事すること
 - ア 受給した奨学金等の月額が5万円以下の期間 4分の5
 - イ 受給した奨学金等の月額が5万円超12万円以下の期間 2分の3
 - ウ 受給した奨学金等の月額が12万円を超える期間 3分の5
- (6) 既に獣医師免許を有する者は（4）、（5）の条件を付し、返済支援の給付を受けた翌年度に県獣医師として就業すること
- (7) 獣医師会が実施する獣医師修学資金の給付を受けていないこと

6 給付の申請

返済支援資金の給付を受けようとする者は、実施要領別添2の第4の規定により、次に掲げる書面を、原則9月末までに獣医師会に提出するものとし、獣医師会はこれらの書類の写しを県に提出する。ただし、既に獣医師免許を取得済の者にあつては（2）に替わり最終学校卒業証明書及び獣医師免許（写し）を、（5）に替わり最終学校成績証明書を提出する。

- (1) 獣医師奨学金等返済支援資金給付申請書（別記様式2号）
- (2) 学長又は学部長の推薦書（別記様式3号）
- (3) 健康診断書
- (4) 戸籍謄本
- (5) 学業成績証明書
- (6) 父若しくは母又はこれらに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者1人）の収入を証明する書類（市町村長が発行する前年度分の所得証明書又は源泉徴収票の写し）
- (7) 奨学金等の月々の受給額及び返済残額を証する書類
- (8) 和歌山県内の高等学校を卒業したことを証する書類、または、本人を扶養している扶養義務者が引き続き3年以上和歌山県内に居住していることを証する書類

7 連帯保証人

返済支援資金の給付を受けようとする者は、連帯保証人（給付者と連帯して契約の条件の不履行により生じる給付者の債務を負担する者をいう。以下同じ。）を立てなければならない。なお、連帯保証人は2人とし、給付者に父又は母があるときは、連帯保証人のうち1人は父又は母でなければならない。

8 給付対象者の募集

返済支援資金の給付を受けようとする者の募集（6の申請の受付）方法を別途要項に定める。

9 返済支援資金の給付候補者となる者の選定及び結果通知

6の申請を受け、獣医師会、県及び公益社団法人畜産協会わかやまからなる奨学金等返済支援資金給付対象候補者選考委員会を開催し、書類選考等を行い、その結果を「奨学金等返済支援資金給付候補者決定通知書」（別記様式4号）により返済支援資金の給付候補者（以下「候補者」という。）の決定を通知するものとする。

10 獣医師奨学金等返済支援資金給付契約書の締結

9の規程に基づく決定通知後、獣医師会は、候補者との間で、要領別添2第4の3の規定による「獣医師奨学金等返済支援資金給付契約書」（以下「契約書」という。）を作成し、候補者と返済支援資金の給付契約を行う。

獣医師会は、契約書の写しを和歌山県及び連帯保証人に送付する。

11 契約の解除及び返還金の返還

獣医師会は、給付者が4の要件に違反したときは、9の契約により、返済支援資金の給付金を返還させるものとする。返還にあたっては実施要領別添2の第8第1項の規定により算出される額の返還金を同第2から第5項に基づき徴収等を行う。

12 返還金の返還の免除

獣医師会は、給付者が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、11の規定にかかわらず、返還金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡、事故又は心身の故障のため、県獣医師として業務に従事することができなくなったとき
- (2) 県のやむを得ない事情により県獣医師として業務に従事することができなくなったとき

1 3 返還金の返還債務の履行猶予

獣医師会は、給付者が次の事由に該当するに至ったときは、1 1の規定にかかわらず、累積3年を限度として（(2)にあつては、当該事由が継続する間）返還金の返還債務の履行を猶予することができる。この場合において、猶予期間は、5の(5)に規定する県獣医師として従事した期間に算入しない。

- (1) 和歌山県の都合（人事異動も含む。）により一時的に県獣医師の業務に従事することがなくなったとき
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により県獣医師としての業務に従事できないとき
- (3) 家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき

1 3 就業状況調査

獣医師会は、給付者が県に就業した後、確実に就業していることを確認するため、定期的に給付者の就業状況の調査を行うほか、必要な際に就業状況の調査を行うものとする。なお、当該調査は、現地調査により事前に調査日等を関係者に通告することなく行うものとする。また、従事期間満了の確認をした場合は県に報告するものとする。

1 4 その他

- (1) この事業の適正かつ円滑な執行を期するため必要がある場合は、給付者及び県に対し必要事項の報告を求めることができる。
- (2) この細則に定めるほか、この事業の執行に必要な事項は、関係機関と協議して、別に定める。

附則

この細則は、令和6年6月3日から施行する。